総 行 市 第 1 8 号 平成30年4月25日

各 都 道 府 県 知 事 各 都 道 府 県 議 会 議 長 各 指 定 都 市 市 長 各 指 定 都 市 議 会 議 長

> 総 務 大 臣 (公 印 省 略)

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行について(通知)

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を 改正する法律(平成30年法律第19号。以下「改正法」という。)は、平成3 0年4月25日に公布(同日施行)されました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行のため、格別の 配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定 都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

また、改正法の施行に伴い、合併特例事業推進要綱の一部を下記第2のとおり改正することとしますので、あわせて通知します。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4 第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 概要

1 題名に関する事項

法律の題名が「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に 関する法律」(平成23年法律第102号。以下「法」という。)に改められ たこと。(題名関係)

2 地方債の特例に関する事項

平成23年度において旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第11条の2第1項の規定により地方債を起こすことが

できる合併市町村に対する同項の規定の適用については、同項中「10年度」とあるのは、「20年度(合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第3項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあつては、25年度)」とされたこと。(法第2条関係)

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとされたこと。(改正法附則関係)

第2 合併特例事業推進要綱の一部改正

第3 [旧法分] 2 (3) イ中「15か年度」を「20か年度」に、「20か年度」を「25か年度」に改める。